

介護保険事業所指定指導事務の広域化について

1 概要

介護保険事業所の指定・指導監督業務については、従来から実施している地域密着型事業所に加え、平成28年度には定員18名以下の地域密着型通所介護事業所に係る事務も県から権限移譲され、平成30年度には居宅介護支援事業所に係る事務が県から権限移譲されることになり、市町村の業務は一層増大することとなります。

こうしたことから、尾三地区自治体間連携により、介護保険事業所の指定・指導監督業務を共同で実施する体制を整備することで、介護保険の適正給付の確保や業務の効率化を目指します。

2 連携自治体

日進市（幹事市）、みよし市、東郷町、豊明市、長久手市

※幹事市の役割：関係市町との連絡調整等を行います。

3 実施時期

平成30年4月

4 事務所設置場所

日進市役所

5 業務体制の概要

(1) 職員体制

3名体制（アドバイザー（県職員OB）1名＋各市町職員2名）

※5市町から交替で派遣します。

(2) 開設日

週1日（初年度）

(3) 共同実施する業務

ア 指定業務（一部実施）

介護保険法に基づくサービスを行うために、法人格の所有、人員配置など所定の基準に合致しているかを審査し、介護保険事業所として指定する業務。

イ 指導監督業務

介護保険事業所として指定した後、適正かつ適切にサービスを提供しているかなど実地指導・監査する業務。

初年度は、週1日、介護保険事業所の実地指導を実施。（延べ60か所予定）

6 共同実施により期待される主な効果

(1) 業務の標準化

今後も権限移譲が考えられる指定・指導監督の業務について、近隣市町で統一した基準等を維持することが可能です。

(2) サービスの質の確保及び向上

アドバイザーとして県職員OBを登用することにより、体制の強化を図るとともにサービスの質を確保することで、不適切な給付の抑止及び利用者への適切なサービスの確保につなげます。